

## ポイント

中学校における子供一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育や働き方改革の推進に向け、

令和8年度から段階的に公立中学校で35人学級を実施

※ 都立中学校及び中等教育学校第1学年についても、令和8年度から実施

実施年度	R 8	R 9	R 10
実施学年	中 1	中 2	中 3

## 1 これまでの取組

- 小学校では、児童へのきめ細かな指導を可能にするとともに、教員の負担軽減にも資する取組として導入
- 東京都教育施策大綱において、「一人ひとりの子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実」の施策例として「中学校35人学級」に言及

## （国の動き）

- 令和6年12月の大臣折衝において、令和8年度から中学校35人学級に向けた定数改善を行うことで合意
- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」の附則において、公立中学校の学級編制の標準を令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置等を講ずることを明記

## 2 今後の予定

令和8年4月1日から35人学級を実施できるよう令和7年度末に学級編制基準を改正

## （参考）小学校での35人学級の実施

小学校では令和3年度から令和7年度にかけて、段階的に35人学級を実施（小1は平成23年度から実施）

実施年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
実施学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6